

令和6年第2回五城目町議会臨時會議事日程〔第1号〕

令和6年8月2日（金）午前10時開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第39号 工事請負変更（第2回）契約の締結について
・令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事

（応急本工事）

日程第 4 議案第40号 専決処分（第8号）の承認を求めるについて
・五城目町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第41号 専決処分（第9号）の承認を求めるについて
・令和6年度五城目町一般会計補正予算（第2号）

日程第 6 総務産業常任委員長報告

日程第 7 教育民生常任委員長報告

3 閉会

令和6年五城目町議会第2回臨時会会議録

令和6年8月2日午前10時00分五城目町議会第2回臨時会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 小玉正範	2番 伊藤信子
3番 中村司	4番 石川交三
5番 佐沢由佳子	6番 石川重光
7番 松浦真	8番 工藤政彦
9番 荒川滋	10番 椎名志保
11番 斎藤晋	12番 石井光雅
13番 佐々木仁茂	14番 館岡隆

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

副町長	澤田石清樹	教育長	畠澤政信
総務課長	東海林博文	まちづくり課長	石井忠大
税務課長	鳥井隆	会計管理者	石井政幸
議会事務局長	千田絢子	農林振興課長	大石芳勝
商工振興課長	小玉洋史	建設課長	猿田弘巳
学校教育課長	工藤晴樹	住民生活課長	石井一
健康福祉課長	館岡裕美	消防長	佐々木貴仁
総務課課長補佐	小玉重巖		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 千田絢子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開会

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数14名、会議は成立いたしました。

ただいまから令和6年8月2日招集の令和6年第2回五城目町議会臨時会を開会の上、直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員を当席より指名いたします。6番石川重光議員、7番松浦真議員の両名を指名いたします。

澤田石副町長より発言を求められておりますので、これを許します。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） おはようございます。

本日のこの臨時会における審議前の貴重な時間におきまして、議会での説明に先立ちまして、渡邊町長の本日の臨時会の欠席の件及び先月の大雨に関することなどにつきましてご報告を申し上げたく、よろしくお願ひいたします。

渡邊町長につきましては、本日、体調不良によりまして臨時会を欠席となっておりますが、7月の31日から喉の痛みがございまして、昨日8月1日お昼頃には発熱が確認されたことから、午後からの秋田市で行われる会議を欠席されまして千葉内科医院を受診したところ、コロナの陽性が確認、判明したところでございます。現在は平熱で、自宅で療養をされております。公務に関しましては、復帰するまでの期間におきまして、私、副町長におきまして会議対応など行政事務に支障を来すことのないように努めてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、先日の大雨について申し上げます。

このたびの大雨では、県内の広い範囲にわたって大きな災害が発生しており、県内では10市町村に対しまして災害救助法が適用されるなど甚大な被害となり、被害に遭われました方々に対しまして心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

町としましては、6月30日から7月1日、そして7月25日から26日にかけて大雨による災害発生の恐れが高まったことから、災害警戒対策室を設置しております。2回設置しております。

6月30日でございますが、馬場目地区において強い雨が観測され、町のほうでは夜からの大雨に備えまして午後3時に災害準備室を設置し、午後5時には災害準備室を災害警戒対策室に格上げし、また深夜の避難を避けるために午後6時には広域体育館を自

主避難所として開設しております。水沢雨量観測所における降り始めからの雨量は90mmとなっておりまして、雨は深夜零時の真夜中の時間帯がピークとなりまして、1時間当たりの最大雨量は18mmとなっておりました。この雨によりまして、7月1日午前2時には久保の水位観測所において馬場目川氾濫水位3.4mに達しまして、馬場目川氾濫危険情報が発表されております。その後は雨も小康状態となりまして、午前3時以降は水位が低下し、災害の発生の恐れがなくなったことから、午前8時30分に災害警戒対策室を廃止し、自主避難所を閉鎖しております。

次の7月25日でございますが、町では初めてとなります記録的短時間大雨情報が発表されるなど、急な激しい雨により災害発生の恐れが一気に高まるという事態が発生いたしました。雨は午後8時頃から短い時間であったものの内川川の流域に激しく振り続いたことから、内川川の水位は午後10時から急上昇し、深夜零時にピークを迎えております。町では当日午後の2時に災害準備室を設置して警戒にあたっておりましたが、午後9時半、9時30分には災害警戒対策室に格上げし、午後10時20分には内川地区を対象に避難指示を発令し、町民センターを避難所として開設しております。

現在、これらの大雨による住家などへの被害は確認されておりませんけれども、農地に関しましては、6月30日の大雨においては馬場目恋地の滝の沢地区、それから7月25日の大雨においては内川浅見内と内川湯ノ又地区におきまして、この馬場目川と内川川の増水氾濫による農地への冠水、それから土砂流入などによる被害が確認されております。いずれも秋田県に対しまして河川維持としての河道掘削、伐木などによる適正な河川断面の確保を要望している地区であることから、昨日、秋田地域振興局長及び建設部長を通じまして河道掘削実施について改めて強く要望してまいりました。町といたしましても、農地、それから林道施設の災害復旧に対しまして、今後対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、ホームページの関係でございますが、7月の27日の深夜2時半頃でございますけれども、ホームページが閲覧できない状態となりまして、同日の午後3時31分には復旧しております。原因は不明ではございますけれども、今回の不具合については、大雨などの災害対策、それからきやどっこまつりなどのイベントなど町民向けの対応の最中でもあったことから、今後、この情報伝達につきまして様々な角度から対応を検討してまいりたいと考えております。

昨年の災害から1年が経過したわけでございますが、今後も町民が安心できるまちづ

くりに向け取り組んでまいります。

以上、大雨に関する報告とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 本臨時会の会期日程等について、議会運営委員長より報告を求めます。9番荒川委員長

○議会運営委員長（荒川滋君） おはようございます。

本日、令和6年8月2日招集の令和6年第2回五城目町議会臨時会の運営について協議のため、先ほど午前9時から議会運営委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は1名欠席の5名であります。参与には石川議会議長、斎藤副議長、当局からは澤田石副町長、東海林総務課長、小玉総務課課長補佐、書記には千田議会事務局長を指名し、会議に入りました。

会議冒頭、澤田石副町長から発言を求められ、渡邊町長の体調の状況に関する報告を受けております。

今回の臨時会における当局提案の付議事件は、専決処分2件を含む議案3件であり、会期日程については本日1日限りといたしました。

この後、議案上程で議案第39号から41号までの説明、質疑を経て、各常任委員会に付託した後に各常任委員会の開催となります。委員会終了後、本会議を再開し、各常任委員長報告、質疑、討論、議決を為し、閉会となります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（石川交三君） 議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 質疑はないものと認めます。

本臨時会の日程等については、議会運営委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり決します。

日程に従い、議案の審議に入ります。

議案第39号、工事請負変更（第2回）契約の締結について、令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（応急本工事）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの2ページをお願いいたします。

議案第39号、工事請負変更（第2回）契約の締結について、令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（応急本工事）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和6年3月5日に議会の議決を経ました令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（応急本工事）の第1回の変更請負契約につきまして、出水期施工における安全対策として仮設による既設堤防嵩上げが必要になったことから、本工事につきまして2回目となります請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。

工事変更の内容でございますけれども、現在、河川の中央部におきまして、仮桟橋や橋脚を撤去するため矢板での仮締切を設置して施工しておりますが、この出水期における河川水位上昇時に河積阻害、川の断面の阻害ということになりますけれども、河積阻害となることから、河川構造令に基づきまして計画高水位に対する堤防までの余裕高を80cm確保するために、河川水位上昇により余裕高が不足するとされる右岸側の堤防360.1mの区間につきまして、仮設による大型の土のうの設置が206mと、盛土による堤防のかさ上げ2区画になりますが、合わせて154.1mを追加施工するものでございます。

契約の変更の内容でございますが、変更契約前の契約金額2億460万円を512万4,900円増額しまして、変更後契約金額を2億972万4,900円とするものであります。

契約の相手方は、株式会社菅与組 五城目支店 支店長 畠山宗太郎氏であります。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。14番

○14番（館岡隆君） 議案上程、副町長からしていただきましたが、今回2回目と、契約変更2回目という話されておりましたが、これ何回まで契約変更は許されるものですか。それ一つ。

それと、これは本契約の中にこの部分が入ってなかったって確認できるわけですか。できない、できなかつたから今この変更契約するわけですけれども、その本契約の段階でこの部分が最初から入ってなかつたのかどうか。

それで、この500万円近くですか、500万円ぐらいプラスになるのかな。この部分について、請負業者から請求されたとおりの額をそのまま、どの部分で査定されて、あ、これは妥当だなと思う段階があったのかどうか。それらちょっと伺っておきたいと、こういうふうに思います。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 変更契約について何回までよろしいのかというご質問でございましたけれども、これに関しましては、事業が完了する、精算するまでの間に必要に応じて変更というのはあり得ると思いますが、今回のこの契約に関しましては10月末までとなってございますが、今回のこの堤防の、これについては新たな工種でございます。今後、事業を完了するにあたり数量等々の精査等が、今後のこの工事の場合は生ずるということで、変更が終わりということでは考えてございません。もう一回、二回、まあ一回ほどは変更、最終変更、精算変更というものが生じるものと考えてございます。一般的に変更というのは回数の制限というのはたぶんないものと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 館岡議員にお答えいたします。

まずははじめに、本契約に今回のこの仮設部分が含まれておったかというご質問でございますが、当初の契約の設計の内容では、この河積阻害を想定しておりませんでした。といったことから今回の仮設部分は計上されておりません。ただし、3月定例会におきまして工期延長の工事請負変更契約をご可決いただきまして、10月31日までの工期として施工するものであります。の中で、出水期におけるこの仮桟橋、また矢板仮締切を河道内に設置するということで河積を阻害することとなりました。そうしますと、計画高水位、いわゆる川を流れる通常の水量をせき止める関係上、仮設上流部で計画高水位を上回る水が発生してしまうということが計算上確認されております。このことにつきましては、本年5月27日の議会全員協議会におきまして、国土交通省と事前協議を行っている段階であるということをご説明させていただきました。ということで余裕高80cm、延長で360.1mにおきまして、不足する余裕高を確保するために今回の仮設工事を施工するものであります。

また、この変更増額の512万4,900円でございますが、こちらのほうは当初契約設計におきまして落札率88.1%となっております。今回の変更で増額となる部分、

仮設部分を増嵩いたしまして、それから請負率を計算しましたところ、今回の512万4,900円が算出されております。

以上です。

○議長（石川交三君）ほかに。14番

○14番（館岡隆君）大体、建設課長の発言で大体分かりましたけれども、この360mも仮設の上部に、上部に仮設しなきやならないということは、一番最初から想定されていることですので、まして去年の大雨を考えますと、7月の14、15、13日頃から、もうすっかり終わった後ですので、最大の、まあこれから考えられることは、それ以上の出水はないのではないかと思うわけですけれども、この360mやらなきやならないということは、かなり危険性を伴うというか、ある意味、その越水する可能性があるからということでやると思うわけですけれども、実際のところ、今の言葉の中で出てきましたけれども、入札率、請負額、その差額をね、ある意味、落札額、その差額を一般的に業者は、業者というか、言い方ちょっとあれですけれど、契約相手側、なるたけ落札率は高くしたい。それ以内でできることですので、落札率高くっていうか、まあ予算額に近い状態で請け負ったほうがプラスになるわけですから、ついついそこの猜疑心でないけれども、そのへんがちょっと我々はちょっと心配してることでございますが、その内であるから大丈夫だと課長おっしゃいますけれども、その手で2回も3回もまた来られては、まあ10月31日までのその間に、これやっぱりちょっと危険でないかなと思うんですよ。やっぱり、まあこの契約を最後にする、大体まあオーバーすることについてのこの変更契約ですので、これを少なくなったからって変更契約しないでしょ、まずね。予定より少なかったからこの分を減らすっていうことは、業者側からは来ないんじゃないかなと思うんですけども、まあ猜疑心だけで話してはしょうがないんですが、そのあたりどういうふうに判断しておりますか。

○議長（石川交三君）猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君）館岡議員にお答えいたします。

まずははじめに、こちらの増額減額があるのかということでございますが、当然のことながら現場での出来高が完成品となります。設計額に対して不足する寸法がございましたら、その部分は当然のことながら減額対象となりますし、併せて、この360.1mの延長でございますが、河川構造令に基づいて計画高水位を算出し、延長が確定しております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第39号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第40号、専決処分（第8号）の承認を求めるについて、五城目町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの3ページをお願いいたします。

議案第40号、専決処分（第8号）の承認を求めるについて、五城目町介護保険条例の一部を改正する条例、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、この本条例第10条第4項に規定します、賦課期日後における第1号被保険者の資格を取得、喪失した場合などにおける保険料の額の算定に用いる端数の処理方法を変更するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年6月28日付けをもちまして五城目町介護保険条例の一部を改正する条例制定について専決処分をさせていただいたものでございまして、報告し承認を求めるものでございます。

議案綴りの5ページをお願いいたします。

改正の内容についてでございますけれども、賦課期日後の被保険者の資格異動等による介護保険料の算定につきましては、月割によって行うこととなっており、その算定した保険料の額については、10円未満の端数が生じた場合は切り捨てるという条例で規定しておりますが、今、この今回の賦課にあたりまして使用しております算定システム、まあシステムのほうの関係で、月割額や年間の保険料の額に関わらず、この端数処理を行う設定が同じ共通となっておりまして、現在の保険料、1円単位となっておる保険料の額には対応できない状況であるということが判明しまして、この改正文にありますように、第10条第4項中の「10円」を「1円」に改めるもので、この改正につきましては、令和6年4月1日からの適用とさせていただいております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第40号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第41号、専決処分（第9号）の承認を求めるについて、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの6ページをお願いいたします。併せて、令和6年の7月17日付けの町長専決処分の予算書も併せてお願いしたいと思います。

議案第41号、専決処分（第9号）の承認を求めるについて、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第2号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、6月30日からの大雨による馬場目川の増水により、町が管理する橋梁に流木が引っかかりまして河積阻害となっていることから、早急に流木を撤去・処分するため、実施にかかる費用について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年7月17日付けをもって令和6年度五城目町一般会計補正予算（第2号）について専決処分をさせていただいたものでございまして、報告し承認を求めるものであります。

続きまして予算書のほうをお願いします。予算書の1ページでございますけれども、1ページでございます。

歳入歳出予算の補正是、この第1条の規定にありますとおり、歳入歳出それぞれ426万8,000円を追加しまして、補正後の歳入歳出予算総額を70億7,788万7,000円としたものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。3ページの第1表、歳入歳出予算補正によりまして補正内容のご説明を申し上げます。

はじめに歳入の補正でございますが、19款第1項の繰越金、補正額は426万8,000円の増額となってございまして、これは前年度繰越金の補正となります。この歳出の公共土木施設災害復旧事業の補正財源とするものでございます。

次に、その下になりますが、歳出の補正であります、11款2項公共土木施設災害復旧費の補正額は426万8,000円の増額となってございまして、馬場目川の増水の際に流されて橋脚などに引っかかっております流木の撤去、そして処分の作業の委託料となっております。

今回のこの雨によりまして流木が引っかかった橋梁でございますが、馬場目川にかかります、下流から申し上げますと、五城目橋、昭辰橋、あとは馬場目に入りまして廣徳寺橋の仮桟橋、それから寺庭農道橋、そして寺庭橋、それから中屋敷橋、あとは梅の木橋の7か所となってございます。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第41号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

各常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前11時38分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本臨時会において各常任委員会に付託の各案件について、各委員会における審査の経過と結果について、各委員長より報告を求めます。

報告の順序は、総務産業常任委員会、教育民生常任委員会の順序に行います。

総務産業常任委員長の報告を求めます。8番工藤委員長

○総務産業常任委員長（工藤政彦君） 皆さん、お疲れ様です。

本日招集の令和6年第2回議会臨時会におきまして総務産業常任委員会に付託されました付議事件は、議案が2件であります。

これらの審査のため、午前10時40分より総務産業常任委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は7名の全員であります。参与には東海林総務課長、石井まちづくり課長、鳥井税務課長、石井会計管理者、千田議会事務局長、大石農林振興課長、小玉商工振興課長、猿田建設課長をはじめ各関係職員、書記には建設課小玉主査を指名し、会議に入りました。

はじめに、議案第39号、工事請負変更（第2回）契約の締結について、令和5年災廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（応急本工事）についてであります。

本案は、令和6年3月5日に議会の議決を経た、令和5年災 廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（応急本工事）第1回変更請負契約において、出水期施工における安全対策として仮設による既設堤防嵩上げを増嵩するにあたり、本工事の請負変更（第2回）契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求められたものであります。

工事変更請負契約の概要ですが、現在施工中の工事内容は、被災した廣徳寺橋の橋桁撤去及び橋脚撤去であるが、天候悪化による河川水位上昇などで工期に遅れが生じたことから、令和6年3月定例会において工期延長の工事請負変更契約を可決し、令和6年10月31日までの工期として施工中であります。施工上、仮桟橋と矢板仮締切を設置しておりますが、河積阻害となっていることから、増水時には右岸側で河川構造令上の余裕高80cmを超えて、河川水位が上昇することが設計上確認されたため、越水防止のため、余裕高が不足する既設堤防区間360.1mへ大型土のうと盛土による嵩上げを追加施工するものであります。

委員からは、土のうは何袋使用したのか。土のうを撤去した後に、その土のうは町で利用できるかの質疑がありました。

町当局からは、河川管理者である県の判断によるものであり、また、国庫負担であることから安易な利用はできないとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第39号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第41号、専決処分（第9号）の承認を求めるについて、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、令和6年度五城目町一般会計において、6月30日からの大雨により河川に

かかる町管理の橋梁に引っかかった流木の撤去・処分等に要する費用について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年7月17日付けをもって補正予算の専決処分をしたものであり、議会に報告し承認を求められたものであります。

専決処分をした補正予算の概要ですが、6月30日から7月1日にかけて大雨が発生したことにより馬場目川が増水し、町が管理する7橋の橋脚に流木が引っかかった。今後も雨が予想されることから、早期に流木の撤去を行わなければならないため、令和6年7月17日付けをもって予算の専決処分をしたものであります。

委員からは、「委託業者は誰か」との質疑があり、当局からは、「緊急性があることから、比較的に余裕のあった有限会社今村建設にお願いしたものである」との答弁がありました。また、委員からは作業状況の確認がありましたが、当局からは、「まだ撤去作業中である」との答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第41号は、全会一致で承認すべきものと決しております。

以上、令和6年第2回臨時会において当委員会に付託された付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第39号、議案第41号については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第39号は原案可決と決します。議案第41号は原案承認と決します。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。7番松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君） 令和6年第2回五城目町議会臨時会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件は1件であります。

これらの審査のため、8月2日午前10時40分より教育民生常任委員会において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は7名全員であります。参与には畠澤教育長、工藤学校教育課長、石井住民生活課長、館岡健康福祉課長、佐々木消防長はじめ関係職員、書記には健康福

祉課安田主任をそれぞれ指名し、会議に入っております。

議案第40号、専決処分（第8号）五城目町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、介護保険料の算定において、賦課期日後に第1号保険者の資格を取得又は喪失した場合等に用いる端数処理の方法を変更するため、介護保険条例の一部改正について専決処分をしたものであり、報告し承認を求められたものであります。

具体的には、第1号保険者の資格取得、喪失などがあった場合の保険料の切り捨てとして、これまで介護保険条例の10円未満の端数を切り捨てとしていたものを、1円未満の端数を切り捨てとするものであります。

委員からは、「個人として数円単位であるが負担が増える。その金額はどれぐらいか」と質疑があり、当局からは、「1円単位としての保険料がどれくらい増えるのかは答えられないが、途中での資格取得などが300名いる。今年度の端数処理に該当する1から3段階の4割と考えると、およそ120名程度が影響を受ける。最低2円から最高8円の影響を受けることになる」と答弁がありました。

ほかには特に質疑もなく、議案第40号については、全会一致で承認すべきものと決しております。

以上で令和6年第2回五城目町議会臨時会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。教育民生常任委員会に付託の議案第40号については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第40号は原案承認と決します。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査のため、五城目町議会会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とともにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定をいたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第2回五城目町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午前11時50分 閉会

会 議 錄 署 名 議 員

議 長

議 員

議 員